

建設水道常任委員会

平成24年11月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○紀 良治	中川 靖広
小野 隆雄	飯高 昭二	木田 守彦
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	総 務 部 長	西本 喜一
都市建設部長	藤川 岳志	建 設 課 長	川端 伸和
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	観 光 産 業 課 長	清水 修一
同 課 長 補 佐	関口 修	都 市 整 備 課 長	井上 貴至
同 課 長 補 佐	松岡 洋右	上 下 水 道 部 長	谷口 裕司
上水道課長補佐	上埜 幸弘	下 水 道 課 長	上田 俊雄
同 課 長 補 佐	井戸西 豊		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 飯高委員、木田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

副町長の挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

副町長

（ 副町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、飯高委員、木田委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査、（1）都市基盤整備事業に関するることについて、①公共下水道事業に関するることについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関するることについてご報告させていただきます。資料1をご覧くださいませでしょうか。

最初に、平成24年度の下水道工事箇所図によりまして下水道工事進捗状況を報告させていただきます。

まず、平成23年度から平成25年度までの3か年継続事業として取り組んでおります岡本汚水幹線2工区工事、図中赤色路線では、シールド工事に伴う発進立坑の築造が完成し、今後、防音ハウス設置後に、シールド機械を発進し管渠の築造工事を進める予定でございます。

次に、面整備工事でございます。

まず、神南地区では、神南5丁目地内4工区—1工事 図中茶色路線

では、家屋事前調査を終えて、現在、水道の仮設工事を行っているところ
でございます。神南4丁目地内2工区-12工事 図中オレンジ色路
線では、10月31日に入札を行い、現在、工事請負者と施工協議等を
進めております。神南3丁目地内2工区-11工事 図中うす紫色路線
では、11月30日に入札を予定しているところでございます。

次に、稲葉車瀬地区では、6工区-3工事 図中桃色路線、6工区-
4工事 図中黄緑色路線ともに下水道本管の埋設工事を進めているとこ
ろでございます。

次に、龍田地区でございます。龍田西6丁目地内1工区-15工事 図
中黄色路線では、本管の埋設工事を完了し、現在、各宅地の公共ますの
設置工事を行っているところでございます。龍田1丁目地内6工区-1
工事 図中青色路線では、管渠の築造が完了し、今後、舗装の本復旧工
事を進めてまいります。龍田北2丁目地内4工区-9工事 図中紫色路
線では、10月12日に工事が完了し供用開始を行いましたことから、
緑ヶ丘自治会（旧集中浄化槽）区域でございますが、現在、公共下水道
をご利用いただいているところでございます。

次に、法隆寺西3丁目地内25工区-2工事 図中緑色路線では、本
管の埋設工事が完了しましたことから、今後、公共ますの設置及び舗装
の本復旧工事を進めてまいります。

次に、平成24年度から平成25年度の2か年継続の事業として新た
に取り組みを予定しております服部2丁目から目安北3丁目、興留8丁
目地内の目安汚水幹線2工区工事 図中水色路線では、11月7日に制
限付一般競争入札を執行しております。契約の締結につきまして本定例
会へ議案として上程しておりますことから、後ほど12月議会定例会予
定議案においてご説明させていただきます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。

2枚目をご覧ください。平成24年10月末の状況でございます。

平成24年度に入り、191件の申請を受け付け、申請総数が2,6
58件、利用世帯総数が2,985世帯となりました。

接続率につきましては、9月の本委員会の報告より1.2%増え、6

3. 3%となりました。次に、融資あっせん利用総数及び浄化槽雨水貯留施設転用申請総数につきましては、9月の委員会報告数と変わらず、ともに36件でございます。

今後も、公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。 中川委員。

中川委員 今課長、1.2%増えたって言わはったんかな。

下水道課長 はい、1.2%増えております。すみません、9月の本委員会で報告させてもらった分より1.2%。すみません。

委員長 他ございませんか。 小野委員。

小野委員 ちょっとおしえてほしいねんけど、11月30日に執行される予定の2工区-11というところの紫で、ちょっと場所離れて2か所あるような表示の仕方されておるんですが、これ何か理由があるんですか。

下水道課長 2工区-11工事につきましては、前年度に、神南3丁目地内を工事発注を予定しておりましたところ、建設課の、地元の補償の工事と合わせてするという協議のなかで、今回、次年度に計画した状況でございます。この2路線を建設課とともに工事をしていくということで、進めているところでございます。

小野委員 ということは、この2か所に、枝というか、迎えにだけ行っているということで、どう言うんかな、連続しての工事じゃないと、前年度のやつ

につなげていくと形で考えればよいということ、それと、もう指名しているんやね、11月。指名競争入札やね。それは、ランク的にはどこに指名しているのか。

下水道課長 2工区-11工事につきましては、枝線ということで、本管につないでいくということで、これ自体も本管なんですけれども、メインの管につないでいくという工事を予定しているところでございます。また、入札につきましては、指名競争入札でありまして、11月16日に予定価格等を公表しているところでございます。その予定価格を公表されたものにつきましては、町内のB級とC級による入札ということでありまして、以上です。

委員長 他、ございませんか。 中川委員。

中川委員 今、補償も伴うから建設課と言わはったけれど、公共下水道の面整備を行うのに、補償、何の関係があるの。

下水道課長 すみません。紛らわしい説明をいたしまして。建設課で補償の工事として対象しまして、掘削断面が一緒になりますので、下水道工事は補償ではありませんが、一緒に工事を発注することによって、効率的に進めていくということで調整をしているところでございます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、②都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、説明をさせていただきます。

まず、いかるがパークウェイについてであります。これまで、稲葉

車瀬区間において、施工されてまいりました整備工事については、概ね順調に施工され、現在は、稲葉車瀬地区の白山神社前や岩瀬橋東詰付近等の残っている道路改良工事等が進められております。また、岩瀬橋西詰付近においても、11月15日から工事が着手されております。なお、当該工事实施に先立ちまして、10月20日(土)に現地において関係自治会を対象に工事説明会を実施されたところであり、奈良国道より主に工事の施工計画について説明がなされております。また、当日の説明会終了後においては、いかるがパークウェイ推進協議会会長より、事業の整備促進についての意見を参加されました方々に述べていただき、事業促進に対するご理解とご協力をお願いされております。

後ほど、本日配布いたしております説明会の資料にもとづきまして、主に工事の施工計画についてご説明させていただきます。

次に、前回の委員会で報告しておりました岩瀬橋西詰め施工範囲において、放置されておりました自動車につきましては、自動車撤去土地明渡し仮処分命令の申立てにより、9月27日に事業地内から撤去がなされたところでございます。

次に、岩瀬橋西詰めから三室交差点までの間の道路計画の検討状況でございますけれども、地域の自治会と説明会等を行ってご意見を賜っているところであります。10月21日には、新楓町自治会、4班でございまして、説明会を開催させていただきました。当日は6世帯7名の方に出席をいただきましたが、地元協議の取りまとめまでできませんでしたので、自治会長ともご相談申しあげまして、12月2日に改めて説明会を開催し計画の協議をする予定であります。できるだけ早期に当該区間の計画のとりまとめができますよう、奈良国道事務所はじめ関係機関等との調整を図ってまいりたいと考えています。

それでは、先ほど申しあげましたように、配布しております資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

資料の2でございますけれども、工事概要と工事計画について説明をさせていただきます。この図面につきましては、平面図は下が北方向となっておりますので、ちょっと見にくいかもわかりませんが、ご

理解のほどよろしく申し上げます。

それでは、資料番号2の1ページの岩瀬橋西詰め交差点計画平面図(1)という表題の図でございますが、図中の黄色部分が車道部、紫色部分が歩道部、緑の部分が植樹帯を示したものとなっております。

この形になるのが、旧の岩瀬橋を落橋する際において暫定的に交通を切りかえる供用図でございます。なお、そのあとの2ページから5ページは1ページの図に示す主要箇所の横断図をつけさせていただいております。

次に、6ページのほうをご覧くださいませでしょうか。これは、岩瀬橋西詰交差点平面図ステップ図でございます。当該工事では岩瀬橋西詰めで、パークウェイ本線の道路中心で約1.2m上がることとなりますので、竜田川沿いの南北の町道501号線と岩瀬橋から三室交差点に向かう町道502号線を高くなる交差点にあわせて接続するため、町道を盛土により上げることとなります。なお、工事の施工にあたっては、通行止め等を行わない計画となっており、施工区域内で交差する町道の迂回路を確保しながらの工事となりますので、各ステップ毎に迂回路の確保がなされることとなります。凡例にもありますように黄色部分が車道部、紫色が歩道部、緑色部分が各ステップにおいて施工する部分を示しており、赤色の部分が施工済み部分となっております。全部で10段階のステップで工事が進められることとなっております。

それでは、ステップ1/10・ステップ2/10をご覧くださいませでしょうか。これは、迂回路を確保する工事でございます。現在、ステップ1/10に着手されております。ステップ1/10・ステップ2/10の工事は概ね年内での施工予定で進められておりますが、ステップ1/10の竜田公園内の迂回路を確保する工事については、竜田公園のもみじの紅葉の時期や紅葉祭りの関係等あり、公園部分の迂回路の確保の工事を紅葉祭りに後に施工することに配慮して工事を進めると聞いております。

恐れ入ります、7ページ目のステップ3/10・ステップ4/10をご覧くださいませでしょうか。この工事は、年明けの平成25年1月か

ら2月末までの工事となりまして、緑色の部分の工事が施工されるということになっております。

次に8ページ目のステップ5/10から、9ページの上段のステップ7/10まで工事でございますけれども、これは、旧岩瀬橋の落橋工事とパークウェイ岩瀬橋の西側の未完成の橋台を施工する工事を含んでおり、3月から渇水期が終わる5月末までに工事を終える予定で進められると聞いております。

次に、ステップ7/10までの工事が完了すれば、ステップ8/10の状況になり、この状態で6月から10月末の出水期は工事が休工ということになります。

次に、10ページの上段、ステップ9/10では、パークウェイ岩瀬橋の上部工事で橋梁の架設が行われ、パークウェイ岩瀬橋の全体を完成させる予定となっております。

ステップ10/10では、岩瀬橋の全体と竜田川の両側の町道との取り付けが完成した状態となり、完成したパークウェイ岩瀬橋と竜田公園の園路や橋の下の歩行者通路部分の残りを確保する工事がなされ、この工事が平成25年11月から平成26年3月までに完了していくこととなり、平成26年3月末の供用を目指していかれるということになっております。

このたびの岩瀬橋西詰付近の工事において、各ステップ毎に迂回路が変更となりますことから、西小学校の通学路に混乱を生じてもいけませんので、事前に西小学校と通学路の変更等について協議を進めてまいりまして、工事施工範囲内を通学路として利用せずに、岩瀬橋西詰め交差点から西側の最初の町道502号線との交差点を横断し、ちょうど1件、工事箇所図にのっている交差点のところが、岩瀬橋から西側のところにありますけれども、その交差点を横断して、南側へ三室山に突き当たり、左折して従来の通学路である竜田川沿いの501号線に出るルートに通学路を転換していただくことで協議が整いました。そして、11月8日には、西小学校関係者と保護者の方々、奈良国道、教育委員会、私ども都市整備課が現場立会いを行いまして、児童の通学状況を確認したうえ

で安全対策について協議をいたしまして、町道502号線の交差点、児童横断箇所には交通誘導員を2名配置するとともに、町道502号線を通行する車両等に児童の通学路である旨の注意喚起看板を設置すること。また、当面、三室山北側から竜田川沿いの町道501号線に出る付近につきましても1名の交通誘導員を配置することで、安全確保する方を講じることで一定の了解を得たところでございます。

次に、資料の11ページのほうをご覧くださいませでしょうか。岩瀬橋東詰交差点平面図でございますけれども、こちらは4段階のステップで工事が進められており、現在、ステップ2/4の工事が行われており、2月中旬までに12ページのステップ4/4の緑色の部分の町道409号線のパークウェイに擦り付ける工事を終えていく予定と聞いております。

なお、現在の岩瀬橋を落とすまでの間は、岩瀬橋東詰交差点付近の取り合い工事は行わずに、現況のままということになっております。わかりにくいかもしれませんが、この図面で言いますと、緑色の部分が施工されまして、この部分につきましては、岩瀬橋を落とすまでは、今の状態ということでご理解いただきたいと思っております。

以上で、10月20日に実施されました岩瀬橋付近の工事説明会における工事概要と工事計画についてのご説明とさせていただきます。

次に、法隆寺線整備事業であります。国道25号取り付け部分において残っております1件につきましては、主だった進展はございませんが、直近の課題であります店舗前の駐車場の配置計画についてご理解をいただけるよう努め、事業に協力いただけるよう用地交渉をすすめてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上で、②都市計画道路の整備促進に関することについてのご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。

何かございませんか。 飯高委員。

飯高委員 今、説明いただきまして、たくさんの横断、平面ですか、あるんですけれども。これ実際に、工事の工程表とかいうのはないんですか。

やはり図面で見える限りにおいては、今、説明していただいたんですけども、やはり工程表をもって、どういうふうに進むのかということもあれば、はっきりわかりやすいなと思います。それが1点と、横断切っただけで、縦断的にはどうなっているのかなということをおもいますので、その辺どうでしょう。

都市整備課長 一応、工程表については、今申しあげました形で、もう少し細かい工程表のほうはございます。そして、縦断の関係でございますけれども、一応、岩瀬橋の西詰につきましては、交差点から、一応、南側のほうにつきましては8%の勾配で擦りついていくということになっております。その北側の部分につきましては、6%の勾配で擦りついていくことになります。

ちょうど現況の南側につきましては、駐車場の入口、町道501号線という表示してあるところの、2つというような数字が見えておると思うんですけども、その付近で概ね現況の道路に擦りついてくるということになっております。その北側の部分につきましては、今のこの絵の中にありますように、出入り口付近で現況より20cmほど高くなっておりまして、この絵の色の置き換わるところあたりで現況の道路に擦りついてくるという形になっております。

そして、町道の502号線のほうですけども、この部分につきましては、ちょうど現況の道路に擦りついてくるのが、三室地区へ入る1本目の、北側の道路なんですけれども、この部分のところではほぼ現況の高さになります、という形になってまいります。そこからは、迂回しながら、現在の道路に接続されていくということになっております。

で、東側のところなんですけれども、橋のところでは約47cmほどあがることになってまいりますので、そちらのほうから、ずっと南のほうへ下っていくという形になりますけれども、NO2のところの部分、ちょうど交

差点付近なんですけれども、約65cmぐらいでしたか、あがってくると聞いております。で、そのまま絵を描いておりますところで、現道に擦りついてくるというような計画になっております。

飯高委員 言葉でそういうふうな説明をされて、ある程度の平面的な納まりはわかるんですが、こういった縦断ですか、本線の縦断、また取り付けの現況とのやっぱり計画との見る上においては、やっぱりそういった縦断が必要と思うんです。というのは、実際に言葉で言うても、実際に絵で見ないと、絵で見ても、実際いうたら、計画時点において、どうなったかわからないという状況のなかで、やっぱり、もっとそういった詳しく説明する上においては、縦断が必要であるし、で今、工程表云々ということで、当然工程を立てられて、こういった今の図面が出来上がっているわけですから、工程表というのは提示すべきかなと。そのなかでも、工事中における交通整理員ですか、どういう形で配置して、絵には書いてあるんやけれども、大体何人ぐらいということで、恐らく計画を立ててあると思うんで、そういったことも、その工程表に明示していただいていますね、よりわかりやすいように説明していただきたいと思います。

どうでしょうか。

都市整備課長 工程表につきましては、そうしたら、次回の委員会に整理いたしまして、ご提示させていただきたいと思います。交通誘導員の配置につきましては、図面上に落としておるんですけれども、当然、工事をしていく中で、交通整理上の問題等発生する中で、我々としては、奈良国道とも十分調整いたしまして、住民さんからも声も、当然ながら工事説明会の中でもありましたんで、そういったところにつきましては、交通誘導員の動員等そのへんの配慮をしていきたいというふうに考えているところでございます。

飯高委員 図面、縦断図はどないですか。取り付け上、本線の縦断図。

都市整備課長 ちょっと奈良国道のほうと相談をいたしまして、次回委員会に提示していけるものであれば、していきたいと思います。

委員長 他、ございませんか。 小野委員。

小野委員 先ほどから、工程についていろいろ口頭で言ってもらったけれども、なかなか控えることができないので、私としては、供用開始が26年3月末というのだけ、何とか控えたんですがね。やはり、これだけの立派な資料を提供していただいているんですからね、やっぱりフローチャートとか、そういうものがあると思うんですよね。それは出してもらってもいいものであると思いますのでね、今、飯高委員の質問で、次回出すと言ってもらっていますので、それらも入れて説明を受けたらわかりやすいし、控えやすいなど。縦断的にも何十cm何ぼでというのは、それは課長の手元でわかっているんやろうけど、ここへ落とすことはすぐできませんので、もうちょっとわかりやすい資料を出してもらって、こんだけ立派な物を出してもらっているんやからね、なおさらだと思いますので、よろしく願いしておきます。

それと、続けてちょっとお願いします。

私が口出しするんだから、もうわかっているんだろうと思います。法隆寺線、どれぐらいの前回の委員会から、どれぐらいの間隔で交渉されているのか、駐車場のことで鋭意お願いしていますということだけやったら、私らとしてはピンとこないんですね。前回も言ったと思いますけれども、くどいほど、もうこれだけですからということ言ってもらわんだら、埒が明かないと思います。用地交渉については、もうそれこそ、先方がもううるさいと言わんばかりのことがあってもね、それは行くべきだと思います。でないと、担当もまた替わるだろうし、そうなってきたら、また一からの話になりますので、その点は、集中的にやってもらわんだら、ああいう状態で何年も放っておくということは、これはもう、いろんなところに影響してくるんでね。このパークウェイも着工まで何年もかかったというのも同じことなんですよね。なかなか着工できない

やないかという話から、こういう長年置いてあったということになりますしね。それはもう、あんな状態になって、できないということについては、もう住民の目から見たり、他の自治体の者が見ても、斑鳩町は何をしてんねやと、言われてもしようがないと思います。その点について、やっぱり副町長、ちょっとやっぱり本腰入れて、あの土地については行ってもらわなあかんと思います。何回もくどくどくどくとね。くどくど何回も私もこれ言わなあかんので、もう疲れてますので、そこらのとこ、どうなんですかね。

委員長 池田副町長。

副町長 今おっしゃいました、当然、私たちも早く解決したいと思っています。で、今までお宅、自宅訪問もできなかったわけですけど、会社で話しやってたわけですけど、今は自宅まで行ってお話できる状況になってきている。で、数回、何回も行っておるんですけども、その中で、本人さんがちょっとこっちの方向に傾いたかなと思ったら、やはりテナントの方もございます。テナントの方がちょっと難色を示されたら、やはり所有者の方、自分のとこ出ていかれたら、非常に、営業面で賃貸収入が入ってきませんので、非常に辛い面があるということがございます。そうしたら、その中で、どこで折り合いを付けようということで、今、管理会社もございまして、管理会社の方にも中に入っていて、そうしたら、どれだけ今、町が提示やっている中で、それ以上に、例えばもっと何か要望があるのかということも聞いていただいておりますので、それを今交渉やっているところです。で、今おっしゃいますように、もう電話して、来んといってくれ言わはっても、そうしたら、もう電話しやんと、直接行って、怒られては帰ってきているわけです。そういう状況でやっていますんで、引き続き交渉をやっていきたいと考えております。今、おっしゃいましたように、電話して、来やんといってくれと言わはっても、それでも行って怒られても帰ってくると、そういう状況ですけれども、引き続きやっていきたいと考えております。

小野委員 いろいろな法隆寺線の計画、それから、中央公民館の計画等のときにもいろいろ交渉されていたというのがあるんですから、この際、確かに副町長がおっしゃるとおりですよ。あの土地を自分とここで利用されているんだったら、もうちょっと話ができるんだと思いますが、そういう不動産の活用ということで、店舗とかマンションとかに、そして営業しておられるということで、その店子というんですか、そこへの交渉も必要なことになってくるんだと思うんですがね。私はもう、全部そっくり含めても買収して、その建物も店舗も全部買収してしまって、中央公民館ももうちょっと前へ出てくるような感じ、そういうこともこちらも考慮していったほうがいいんじゃないかと、そのようにも思っています。

副町長 今、全部の買収という話が出ました。今、法隆寺線がかかっているのは一部の敷地だけです。そうしたら、あの建物、全部買収する、向こう言われるのは、例えば買収した場合、再建築で評価してくれと。当然そうですよね、再建築で評価。新たにどこかで建てるだけの補償をしてくれとなってまいります。いやいや、うちは事業にかからないから、それはできませんよと、時価しか買えません。で、また今、店舗、テナント入っておられます、その営業補償上積みしてくれと、それと上の賃貸上積みしてくれ、営業補償、相当な金額になる。これを単費で果たしていけるのかどうかという問題もあります。非常に大きい莫大な金になってまいります。これ単費でいく。町としたら、買うとしてもね、例えばあの建物約30年経っております。時価なら話は議会にもできると思います。その代わり買うけれども、テナントはもう知りませんよと、町としてはね。お宅で解決してくれとこうなってきますので、非常に難しい問題があると、それはご理解を願いたいと思います。

小野委員 これだけ、いろいろなことで交渉していても、埒があかんということは、やはり私は、中央公民館の前面の進入路、これもあこに残っているということは危ないんですよ。法隆寺線がそうして施工されたとして

も、中央公民館への進入路、国道から見ると、店舗があって見にくい、確かに難しい問題があるんです。だからね、やはり今のその敷地を提供してもらって、法隆寺線が施工されても、中央公民館への出入り口としては、やはりあの店舗とか、不動産があれば、なかなか進入路としての弊害もあると、私は思っています。だから、そういうリスクを背負いながら、今こうしてやってきているんだったら、思い切ってね、確かに莫大な費用がかかるというのは、私もそれとのお分かりですけどね、そういう思い切った施策も打ち出していくべきではないのかなということで申しあげていますので、よろしく願いいたします。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについてございますが、駅北口からの南北の町道 3 1 2 号線、5 号線の整備の関係についてでございますけれども、路線東側において残っております 1 件について、年度当初に町事業への協力については、隣接地との土地の整理の問題を同時に解決しようとの意向を聞いておりましたので、去る 1 0 月 2 5 日に隣接地との土地の整理の進捗状況を確認に権利者とお会いいたしましたところ、隣接土地所有者と協力を得て、土地の整理をされようとしておりますが、現時点で解決の糸口が見えていないという状況であることを確認いたしております。地権者におかれましては、この土地の整理の問題を解決し、町への協力もしていかなければならないとの意向を示していただいていることには変わりはありませんでした。

今後も時期をみながら、引き続き土地の整理の進捗状況の確認に努め

てまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長 本件についても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。以上で継続審査を終わらせていただきます。

次に、2. 1 2月定例議会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

はじめに、(1) 斑鳩町風致地区条例について、また、これと関連いたしますので、3. 各課報告事項の(1) 斑鳩町風致地区条例施行規則について、合わせて理事者の説明を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、1 2月定例会に提出を予定しております、議案(1) 斑鳩町風致地区条例の制定及び関連といたしまして、各課報告事項(1) 斑鳩町風致地区条例施行規則の制定につきまして、あわせてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますけれど、資料3のほうをご覧くださいませでしょうか。こちらの資料の末尾にございます要旨によりまして概要を説明させていただきますので、本条例の要旨をご覧くださいませでしょうか。

風致地区につきましては、都市計画法に定められております地域地区のひとつでありまして、都市における自然的景観の維持や緑豊かな生活環境の形成を目的として定められた制度でございます。

風致地区内における建築物の建築など行為の制限内容につきまして、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令、通称、風致政令と呼んでおりますが、この風致政令に基づ

きまして、地方公共団体の条例により定めることとされております。現在は、風致地区内での行為に対する許可申請に係る審査事務につきましては、奈良県風致地区条例の規定に基づき、市町村を經由いたしまして、最終的には奈良県が行為の許可を行っております。

こうしたなか、昨年、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、風致政令が改正されまして、2以上の市町村の区域にわたるものを除く10ha以上の風致地区に関し、風致地区内における建築等の規制に係る条例を制定する権限が都道府県から市町村へ移譲されることとなりましたことから、新たに本条例を制定するものでございます。

条例案の作成にあたりましては、県内の各市町村で大幅に条例の内容が異なることにより混乱が生じることがないように、関係市町村及び県の担当課で構成する連絡会議を立ち上げ、議論を行いながら進めてきたところでありまして、その議論の内容に基づき、概ね、現行の奈良県条例の内容を踏襲した内容となっております。

それでは、本条例の主な制定内容についてであります。 (1) 許可を要する行為 (第2条関係) におきましては、風致地区内において、建築物等の建築や宅地の造成等本条で定める行為を行う者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない旨を定めております。また、国や地方公共団体等が主体となり、許可の対象となる行為を行う場合は、許可に代えて協議を行わなければならない旨を定めております。

次に、 (2) 適用除外でございますけれども、第3条関係におきましては、許可又は協議の対象となる行為のうち、本条に定める行為に該当するときは、許可又は協議に代えて、通知行為とする旨を定めております。

次に、 (3) 風致地区の種別でございますけれども、第4条関係におきましては、風致地区の区域を、第1種風致地区、第2種風致地区及び第3種風致地区の3つの種別に区分することを定めております。また、各種別の区域につきましては、町長が定めることといたしてございまして、区域の指定にあたりましては、斑鳩町景観審議会の意見を聴くことがで

きる旨を定めております。

次に、（４）許可の基準でございます。第５条関係におきましては、建築物の建築や宅地の造成等、行為の種別に応じ、建ぺい率や壁面後退距離など建築物等の規模や位置に関する基準のほか、形態や意匠などに関しまして、許可基準を定めております。また、町長は、許可に際し、都市の風致の維持上必要な条件を付することができる旨を定めております。

次に、（５）地位の承継（第６条関係）におきましては、許可を受けた者の相続人等は、許可に基づく地位を承継するにあたり、町長に届け出なければならないこと、また、許可を受けた者から許可を受けた行為を行う権原を取得したものは、町長の承認を受けることにより、許可に基づく地位を承継することができる旨を定めております。

次に、（６）監督処分であります。第７条関係におきましては、監督処分といたしまして、本条例の規定に違反したものに対して、町長は許可の取り消しや工事の停止など違反を是正するため必要な措置を講じるよう命じることができる旨を定めております。

次に、（７）報告又は資料の提出（第８条関係）におきましては、監督処分を行うため、必要な限度において、町長は行為者等に対し報告又は資料の提出を求めることができる旨を、また（８）立入検査（第９条関係）におきましては、町長や町長の命じた者等は、行為地に立ち入り、工事の状況を検査することができる旨を定めております。

次に、（９）の罰則、第１０条から第１３条関係までは、罰則に関する規定でありまして、町長の命令に違反した者や許可を得ず、許可対象行為を行った者等に対して課す罰則の内容を定めております。なお、本罰則規定につきましては、事前に奈良地方検察庁との間で、罰則適用上の問題点等につきまして協議を行いました結果、本内容で問題ないというところで協議を終えているところでございます。

最後に、本条例の施行期日につきましては、平成２５年４月１日からの施行を予定しておりまして、来年度から、本条例に基づき、斑鳩町で行為に対する許可事務を行ってまいりたいと考えております。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行日前に、現行の奈良県条例の規定に基づき、許可を受けた行為につきましては、本条例の相当規定によりされたものとみなすとしておりまして、あらためて、新しい条例に基づく、許可を受ける必要がないことを定めております。

なお、今回の権限移譲にむけた奈良県風致地区条例の一部を改正する条例につきましては、先般、県議会で議決がなされ、10月22日付で公布がなされたところでございます。

以上で、風致地区条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、斑鳩町風致地区条例施行規則の制定につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料9をご覧くださいませでしょうか。こちらのほうの資料の末尾にございます要旨によりましてご説明をさせていただきます。

本規則の要旨でございますけれども、本規則は、斑鳩町風致地区条例の制定に伴い、新たに制定するものでございます。

本規則の主な制定内容についてであります。まず、第2条におきまして、許可や協議の手続きに際しての様式や添付書類を定めております。

次に、第3条におきましては、条例第2条第3項に規定に基づきまして、許可に代えて協議の対象となります公共的団体を定めております。

次に、第4条におきましては、通知の手続きに際しての様式や添付書類を定めております。

次に、第5条におきましては、許可を受けた者は、許可を受けた行為の期間中、所定の許可標識を掲示しなければならない旨を定めております。

次に、第6条におきましては、緑地率を算出する際に必要となります植栽面積の算定方法といたしまして、別表に定める区分に応じて植栽面積を合計して算定する旨を定めております。

次に、第7条におきましては、許可の申請または協議の申出を取下げの場合、または、許可を受けた行為若しくは協議済みの行為をとりやめる場合、それぞれ町長へ届出を要する旨及び様式を定めております。

次に、第8条におきまして、地位の承継に際する届出及び承認申請に関する様式を定めております。

次に、第9条におきましては、許可を受けた行為が完了した場合の完了届に関する手続き及び様式を定めております。

次に、第10条におきましては、立入検査を行う職員の身分証明書の様式を定めております。

最後に、本規則の施行日につきましては、斑鳩町風致地区条例の施行日にあわせまして、平成25年4月1日からを予定しております。

以上が、斑鳩町風致地区条例施行規則の制定につきましての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑があればお受けいたします。
ございませんか。 嶋田議長。

議長 今、縷々説明いただきましたことで、斑鳩町の風致地区内において、10ha以上の行為というのは、どういうことを想定されておられるのか、それだけお聞き願いますか。

この斑鳩町において、10ha以上の風致行為を伴うような行為を、どのように想定しておられるのか、どのようなものを想定されておられるのか、それだけお聞かせ願えますか。

都市整備課長 すみません、ちょっと説明悪かったかもしれません。10ha以上の風致地区を定める場合には、市町村が条例によって定めるということになっておりまして、行為につきましては、従来どおり、建築物の建築とか、そういった行為が対象になってくるということでございます。

議長 僕の聞き方が悪かったですかね。結局、これは法令によって定められているのは分かっております。斑鳩町において10ha以上のこういうふうな条例で定めておられるような行為、宅地造成とか、そういうふうな何を何か想定しておられますかということです。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設
部長 今、議長がおっしゃっていただいています10haというひとつの数字なんですけれども、今、斑鳩町で10haのそういう行為ということは特別に想定はしておりません。ちょっとひよっとしたらあれなんですけど、10haといいますのは、その法令で10ha以上、ふたつの行政界をまたがるようなものであれば、これは県が、風致の許可をしていくわけなんですけれども、斑鳩町の場合は、町内単独で、風致に関する事務を行えると、こういう状況になっておりまして、ちょっとこれ答えになっていないかもわからないですけれども、10ha以上の行為ということを特別に想定をしているわけではございませんので、ご理解願いたいと思います。

委員長 私が理解したのは、10ha所有している町がということですよ。斑鳩町があった場合は、ということですよ。その10haに対しての行為じゃなくって。10haを持っている市町村がっていう、その条例ですよ、これ。そういうことですよ。10ha以上の風致地区があるとこの市町村っていうことですよ。 井上都市整備課長。

都市整備
課長 今、委員長がおっしゃったとおりでございまして、10ha以上が1の市町村内でおさまっているものにつきましては、その市町村が条例で定めるとなっております。

委員長 そういうことですよ。その開発行為とか、そういうんじゃないですよ。10haを開発するとか、そういうやつじゃないですよ、これは。 井上都市整備課長。

都市整備
課長 そういった行為の関係の面積ではございません。

委員長 もうちょっと説明わかるように。わかりにくい説明やったよってに。
それでは、他にございませんか。

(な し)

委員長 なければ次に移りたいと思います。(2)斑鳩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について、理事者の説明を求めます。井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、12月定例会に提出を予定しております(2)斑鳩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について説明をさせていただきます。

資料4の9ページ、制定の要旨をご覧くださいませでしょうか。

制定の要旨であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、町が、移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令に定める基準を参酌して条例に定めることとなったことから、今後、町が新たに設置する特定公園施設に関する規定について条例を定めるものであります。

主な制定内容であります。公園施設のうち、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する園路及び広場、屋根付き広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、水飲み場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識の特定公園施設の設置に関する技術基準を定めております。

それでは、主な制定内容について簡単に説明させていただきたいと思っております。

はじめに、第3条では、都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場について、幅や勾配等の基準を

定めております。

次に、第4条関係では、屋根付広場について、出入口の基準や車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保する旨を定めております。

次に、第5条関係では、休憩所及び管理事務所について、出入口、カウンター及び便所の基準と、車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保する旨を定めております。

次に、第6条では、野外劇場及び野外音楽堂について、出入口、通路及び便所の基準と、一定の基準を満たした車いす使用者用観覧スペースを設置する旨を定めております。

次に、第7条では、駐車場について、一定の基準を満たす車いす使用者用駐車施設を設置する旨を定めております。

次に、第8条、第9条、第10条関係では、便所について、出入口、戸及び便房等の基準を定めております。

次に、第11条では、水飲み場及び手洗場について、高齢者等の円滑な利用に適した構造とする旨を定めております。

次に、第12条では、掲示板及び標識について、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とする旨定めております。

次に、第14条では、一時使用目的の特定公園施設については、災害等のために一時的に設置する特定公園施設等は当該条例の適用除外とする旨を定めております。

主な制定内容は以上でございます。

最後に、本条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上で、斑鳩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についての説明とさせていただきます。

以上です。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。

よろしいですか。ございませんか。

私からちょっとひとつなんですけど、今、斑鳩町で公園たくさんある

と思うんですけども、これに値するやつっていうか、あるんですか。
井上都市整備課長。

都市整備
課長 特定公園施設という中で、当然、水飲み場、手洗場、トイレ、上宮遺
跡公園でしたら、便所とか、そういった施設がございます。で、今後、
都市公園のなかで、こういった現状の都市公園の改良等もする中では、
こういった基準に基づいてやっていくとなりますし、当然、新設されて
いく中で、こういった施設が必要ということになった場合には、この基
準に基づいて設置をしていかなければならないと思います。

委員長 他、ございませんか。よろしいですか。 中川委員。

中川委員 今、委員長の質問で、上宮遺跡公園がこれに値するということなん
かな。そのなかで、この条例ができたら、あの公園はどないか改造とい
うか、改築しやなあかんところ出てくるんかな。

都市整備
課長 今申しあげましたのは、いわゆる対象となる特定公園施設というのが、
上宮公園の場合、例えば、トイレとかというのがあるわけですけども、
今後そういった物を改築なり、整備していく場合には、この基準に基づ
いて、整備をしていくということになります。で、今、現状のものはそ
のままということになるんですけども、今後そういったことで改築が
必要になった場合には、この基準に基づいて、トイレの整備等もしてい
かなければならないということになってまいります。

委員長 他、ございませんか。よろしいですか。 飯高委員。

飯高委員 ちょっとはっきりしておきたいんですけども、現状の特定公園なんか
で、これを条例を定めることによって、そういったものを、まずはこの
条例で、今現状のものと比較して、これ謳ってある内容について、まず
点検をするというか、見て、実際になくなってなかったら、こういうふう

うに基づいてするという事なんですか。そういうことですね。
条例で定めるとおりになっていますか。

都市整備
課長 今すぐ、積極的にそういったものやっっていくというものではなく、
そういった都市公園の中でですね、今後改修等が必要になった場合には
この条例に基づいてやっっていくということでございます。先ほどから特
定公園施設ということですが、1つの公園ということではなく、その
公園の敷地の中に設ける特定公園施設というのが、先ほど申しましたよ
うに、園路とか、広場とか、休憩所とかいうような分で、便所とか、手
洗場とか、そういった部分を特定公園施設ということを政令のほうで定
められているといったことですので、そういったものを今後改修してい
くときには、この条例に沿って、そういうような施設を改修してい
くということでございます。

飯高委員 改修していくというのは、例えばもう老朽化して、次にそれを修理し
ていくということにあって、その時にこの条例に基づいてやっけると、
だから機能が、今これに条例にかなっていないやつについては、まだそ
れはそのままおいておくと、それを改修した場合において、この条例
にかなってやっっていくという方向ですか。

都市整備
課長 今、飯高委員がおっしゃったとおりでございます。

飯高委員 原則的にはそういう形の考え方わかるんですけども、しかし、現にや
はり障がい者の方がですね、高齢者の方が、そこの、例えばその通路で
あったり、段差があったりしたときに、やはりその施設を使えないとい
う現状が今あったとしたら、それは今課長が言われたように、老朽化し
て改修するという時点よりも、やはりそういった今、不都合が生じてい
る場合においては、やはりこれを適用していったすべきかなとは思
うんですけど、いかがですか。

都市整備課長 今、斑鳩町内には、54か所の公園等ありますけれど、都市公園につきましても、こういう少ないわけでございますけども、そういったものを1つ1つ、予算的などころもありますし、そこらへんは状況を見ながらですね、改修をしていかなければならないかなというところをございますんで、その辺はご理解をいただきたいと思います。積極的に悪いところをというところで、進めるというところまでは、今のところ考えてはりません。

飯高委員 積極的云々というよりも、現状がやはりこういった流れの中において、障がい者の方について不便を強いられていると、行こうと思ってもいけないという現状の中で、こういった条例も定められて、するということがありますんでね、それはある程度は調査しながら、全部が調査したから、それをこれに適合されてないから適合するようにせえというんじゃないし、ここの点については推し進めていってすべきところもあるんじゃないかなとは思っています。現に、僕らもいろいろとご意見を聞く中においてですね、やはり高齢者、障がい者の方がそういった面でそこを利用できないという部分があればね、やはりそういう部分についてはやはり積極的に行政としては、この条例を適用して進めるべきかなと考えます。部長どないですか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 ただいま、飯高委員おっしゃっていただきました、今回、現にある公園が利用しにくいといったことは、この条例にかかわりませず、今日までいろいろ声も聞かせていただいている場合もございます。で、そういったときにもそれぞれの使用状況であつたりですね、現場の状況も勘案しながら対応を進めていただけてきたと思います。先ほど課長申しましたように、全公園の各施設について、全てをこれに合致するような形で今すぐやるということではございせんが、飯高委員おっしゃっていただきましたように、現状の、どうしても使えないといったようなところ

につきましてはですね、この条例は、あくまでつくるときの基準でございますので、改修が必要なときはこれに基づいて改修するというので、それぞれ臨機応変に対応はさせていただきたいと思っております。

委員長 小野委員。

小野委員 今、部長の答弁、それでいいんだろうと思うんですけどもね。飯高委員の思いはね、やはりせつかくこれ条例を制定するんだから、この際ね、そういうところの再点検をしてね、計画的にそうして今までいろいろ要望があつて、考えてますということじゃなくてね、積極的に、この条例にマッチするような改築なり増設ですか、それらをこの条例に基づいてですね、今条例が制定するんだから、するためにこれ出してきておられるんだからね、今までの分で不便をかけているところ、また財政的に云々の話も出てくるかわかりませんが、考えようによってはね、県立公園なんかはね、特に使い勝手悪いようなこともよく聞いてますので、そこら積極的にね、条例制定しましたので、ぜひ県の費用でやってくださいと、住民のためにやってくださいというような働きかけをやっていくのもね、ひとつの方法ではないのかなと、私は思いますんでね。これを新設するとか、そういう今後のものだけやという考えじゃなくてね、やはり斑鳩町を住みよいうようにやっていくために、条例も制定するんやから、今までのやつを積極的にそうしてプランを立てて改築、改造っていうんですか、それらをやっていってほしいなと、そのように思うんですが、その点についてどうですか。

都市建設部長 今、小野委員おっしゃっていただきましたように、こういう条例も制定をするということで、当然、町としては、安全に高齢者の方や障がい者の方にも基本的には利用していただける施設、これをつくる必要が当然あるのは認識をいたしております。先ほど申されました県立公園等もでございますし、そういったところにも積極的にお話しを申しあげて、できるだけ安全に利用していただけるような対応も考えていただくと、ま

た、町のほうもですね、今まで聞かせていただいているところもござい
ますので、再度点検をさせていただいてですね、どうしても使えないと
こと、いったところがあるようでしたら、そのへんは再度また検討もさ
せていただきたいと思います。

委員長 他、ございませんか。 木田委員。

木田委員 斑鳩町にはね、多目的広場というのも何か所かあると思いますねんけ
ども、それと都市公園との位置づけというのですか、多目的広場なんか
やったら球技なんかもできるという、やってはるのは現実なんですけど
も、その都市公園ではそういうことはできないということで、その位置
づけというのはどういうふうに違うんですかな、それ。

都市整備 都市公園につきましては都市公園法に基づきまして、公布をさせてい
課長 ただきまして、都市公園という位置づけをさせていただいております。
多目的広場につきましては、そういった、中身的には、公園そのものの
中味については、そんなに変わりはないところでございますけども、そ
ういったところで、違いと一概にというところは、今の斑鳩町の都市公
園の中ではっきりとここが違うというところがあるとは申しあげられな
いという状況でございます。

木田委員 違いがないということですか。この名称だけが違うということで、その
差異というんか、それはないということで、そしたら都市公園の中でも
球技できるようなところやったらしてもいいということなんですかね。
多目的広場では、やはりゲートボールとかパターゴルフとか、いろいろ
老人というんですか、何行っておられますけども、それが都市公園では
できないと思いますねんけど、その点がちょっと腑に落ちないんですけ
ども、どうなっているんですかな、それで。

委員長 池田副町長。

副町長　できないというよりも、物理的に不可能、例えば現在200㎡から300㎡の団地内の公園ございますわね、公園。そしたらそこで例えばゲートボールのライン引いてやった時に、果たしてそれが可能かとかいう問題になってくると思うんですわ。例えばそれが500㎡とか、一定の大きさの公園でしたらね、この一角はゲートボールしようと、そしてゲートボールしないときはパターゴルフの練習しようかということもありますわね。ですから規模によってくると思うんですわ。今申しあげますように、町で持つてる開発による公園がほとんどですわね。それは面積は非常に小そうございます。そうしたことから非常に難しい面があるということで、ご理解をいただきたいと思います。

木田委員　そうしたら、上宮公園なんか真ん中になんか広い場所ありますわな、ああいうところはそういうことをやってもいいということなんですか。それとですね、これから整備されていくと思いますねんけど、中宮寺史跡公園なんか、これから整備された場合ですよ、それよりも、規模がやっぱりもっと大きくなるということになれば、その中でそういう球技とかも行われるような場所はつくってもらえるのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

委員長　池田副町長。

副町長　上宮公園でございます。真ん中にたまり場がございます。あそこは球技を想定してない、ただ、子どもさんがね、来てボール転がしたり、これは想定してありますわね、誰もおられない時は、例えばお父さんと親子でキャッチボールとかやっておられます。ただ、舗装でゲートボール、ラインやってでは想定しておりませんので、そういう場所もあの中では設けておりませんので、ただ、するとしたら、そういう場所を設ける必要があります。中宮寺史跡公園については、今地元などで、周辺の自治会などで、いろいろ協議されて、それを持ち帰って検討委員会で議論さ

れておりますので、その詳細はまだ私聞いておりませんので、その中では議論がもしありましたら、議論をされるべきものだと考えておりますけども。

委員長 嶋田議長。

議長 ちょっとお聞かせください。この条例に基づいて新たに公園をつくるとなると、どれぐらいの広さの土地が必要なんですか。

委員長 それ、次です。

議長 そうしたら結構ですわ。次に。

委員長 それでは次に、(3)斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、12月定例会に提出を予定しております議案(3)斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。資料5ページの制定の要旨をご覧くださいませでしょうか。

改正の要旨であります。これも、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、都市公園法の一部が改正され、町が都市公園を設置する場合の都市公園並びに公園施設の配置及び規模について、都市公園法施行令に定める基準を参酌して条例で定めることとなったことから、今後、町が設置する都市公園の配置及び規模に関する規定の整備を行うものでございます。

それでは、主な改正内容でございますが、第1条の3として、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準について、斑鳩町内及び町内の市街地に設置する都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準を、それぞれ定めております。

次に、②の第1条の4として、都市公園の配置及び規模の基準につい

て、斑鳩町が設置する都市公園の配置及び規模の基準として、利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積を確保する旨を定めております。

次に、③の第1条の5として、公園施設の設置基準について、都市公園内に設けられる建築物の敷地面積割合、いわゆる建ぺい率の基準を定めております。

次に、(2)の都市公園の設置について、都市公園法におきましては、公告することにより設置するとなっておりますことから、本都市公園条例から、設置等に関する条文であります、第2条及び第2条に関する別表を削除する改正を行うものであります。

主な改正内容は以上でございます。

最後に、本条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上で、斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。
嶋田議長。

議長 すいません。さきほどちょっと勘違いしてあれなんですけど。この条例に関して、基づいて、都市公園を設置するとなると、どれぐらいの広さの土地が必要になってくるんですか。

都市整備課長 一応、敷地面積の基準として考えているのは、最低でも斑鳩町の指導要綱で一応3,000㎡以上の開発で、150㎡を最低もらえらると思っておりますけれども、そういったものを最低の基準にして面積を確保していくというふうに考えております。

議長 そしたらこの第1条の3ですか、10㎡以上とし、1人当たりの敷地面積の標準は10㎡以上とし、ということはもう、これはどう解釈した

らいいんですか。

都市整備課長 これにつきましては、斑鳩町の区域内におきましてですね、都市公園の面積が1人あたり斑鳩町全体の中にありますね、その中において、住民1人あたり10㎡以上の公園の面積を確保するということを標準として考えております。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時18分 再開)

委員長 再開します。他、ございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について、また、これと関連いたしますので、3.各課報告事項の(2)斑鳩町下水道条例施行規則の一部を改正する規則について、合わせて、理事者の説明を求めます。上田下水道課長。

下水道課長 それでは、12月定例議会提出予定議案であります、斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について、及び、各課報告事項でございます、斑鳩町下水道条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。

最初に、斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。主な改正内容につきまして、要旨により説明させていただきます。恐れ入りますが、資料6の最後のページに添付いたしております要旨をご覧くださいませでしょうか。

下水道法におきまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革

の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されましたことに伴い、下水道法の一部が改正されております。

少し、下水道法の改正について説明させていただきますと、下水道法第7条、構造の基準では、改正前は、公共下水道の構造は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない、から改正によりまして、公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない、と改正されました、

また、下水道法第28条、管理基準等では、改正前が、都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準は、政令で定める、から改正によりまして、都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準は、政令で定める基準を参酌して都市下水路管理者である地方公共団体の条例で定める、と改正されております。

以上のことから、公共下水道及び都市下水路の構造の基準並びに都市下水路の維持管理に関する基準について条例で定めるため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしまして、(1) 条例第35条におきまして、下水道法施行令を参酌し、公共下水道及び都市下水路の構造の基準を定めております。

1番といたしまして、堅固で耐久力を有する構造とする。2番といたしまして、耐水性の材料で造り、漏水及び地下水の浸入を最少限度の措置を講じる。3番目といたしまして、屋外の施設は、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、人の立入りを制限する措置を講じる。4番といたしまして、腐食するおそれのある部分については、腐食しにくい材料で造り、腐食を防止する措置を講じる。5番といたしまして、地震によって下水の排除に支障が生じない措置を講じる。6番といたしまして、排水管の内径及び断面積を定め、計画下水量に応じ下水を支障なく流下させる構造とする。7番といたしまして、水勢により損傷するおそれのある部分については、水勢を緩和する措置を講じる。8番といたしまして、気圧が急激に変動する箇所には、排気口を設けるなどの緩和す

る措置を講じる。9番といたしまして、流路の方向や勾配が著しく変化する箇所や清掃上必要な箇所にマンホールを設置する。10番といたしまして、ます又はマンホールには、密閉する蓋を設置する。との基準を定めております。

次に、(2) 条例第38条では、同様に下水道法施行令を参酌し都市下水路の維持管理に関して、下水の排除に支障がでる部分は1年に1回以上浚渫を行う基準を定めております。

次に、2. 施行期日は、平成25年4月1日から施行することといたしております。

続きまして、斑鳩町下水道条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。

主な改正内容につきまして、要旨により説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料10の最後のページに添付いたしております要旨をご覧くださいませでしょうか。先ほどご説明申しあげました、斑鳩町下水道条例の一部改正に伴い、本規則において所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、規則第23条では、(1) 斑鳩町下水道条例第35条第3号に規定する、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのない排水施設、を定めております。

規則第24条では、(2) 斑鳩町下水道条例第35条第5号に規定する、地震によって下水の排除に支障が生じないよう講じる措置、を定めております。

規則第25条では、(3) 斑鳩町下水道条例35条第6号に規定する、排水管の内径及び排水渠の断面積の数値を定めております。

なお、この規則におきましても、下水道法施行規則等を参酌し定めております。

次に2. 施行期日につきましては、条例と同様に平成25年4月1日から施行することといたしております。

以上で、斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について、及び、斑鳩町下水道条例施行規則の一部を改正する規則についての説明とさせて

いただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
飯高委員。

飯高委員 下水道条例の一部を改正する条例ということで、主な改正内容ということで、これはもう従前どおりこういう内容で下水道の計画をされてきたと思うんですけども、改めてどないですか、この項目について全部網羅されているということになるんですか。

下水道課長 現在の公共下水道管渠については、全ての条件を満たしているところでございます。

委員長 他、ございませんか。よろしいですか。 小野委員。

小野委員 平成6年からやってきた工事、すべて網羅しているということですか。

下水道課長 平成6年から工事をいたしまして、この内容について網羅いたしております。

小野委員 私一番、興味というか、先ほどから読ませてもらったんやけど、地震に対する対応というかね、それらについては、そのような発注をしておったのか、それらのこともしておられたのか、ちょっと疑問があるんですよね。その点はどうなんですかね。

下水道課長 特に、地震につきましては、塩ビ管の部分につきましては、塩ビ管自身が可塑性を有しておる関係上、特にマンホールの接続部分につきましては、充分注意、配慮をしているところでございますが、地震に対応できるということで考えております。また、平成6年になりましたら、マンホールにつきましても、コンクリート製をすべて使用しておりますの

で、それに対応していると考えているところでございます。

小野委員　　その中でね、地盤の改良という点でね、今、施工しているのは結局砂地にして、やっているということによろしいですね。それが地盤の改良にあたるのか、また薬液を注入せないかんような地盤もあったかなと思うんですけどもね、それらについては、施設はできるのかなということも心配しているんだけど、その点はどうなんですかね。

下水道課長　　地震の措置につきましては、特に規則のほうでもそれぞれ定めているところでございますが、重要な施設についての構造と、普通の面整備につきましては構造については一定の差が出ている状況でございます。

特に町の主要な幹線につきましては、推進工事で進めている関係上、液状化の恐れがないというふうには考えてますが、面整備については管の周りは砂基礎でしているものの、平成6年度につきましては、改良土をセメント改良したものを、持ってきているということもありますし、もうひとつ言えば、もし、地震の被害を受けた場合におきましても、万一被害を受けたといたしましても、面整備の工事につきましては、早期に復旧ができるという前提で位置づけはしているところでございます。

小野委員　　あまりそれはもう心配せんでも、今まで施工したものについても心配することはないと。斑鳩町の場合は最初からこれに適応したものでやってきたからということをお課長が言ってくれてますので安心してあります。

といいますのは、まったく錦ヶ丘の下水入れてもらっても、あの当時の下水の工事というのは、30年後半のものでありますから、もう完全に破壊された状態といっても過言ではないと思うけども。公共下水入れてもらったときに、出てきた下水管というのは、とてもやないけど、目に余るものです。当時はそれでよかったですと思います。そういうことがないということをお聞かせしてもらってますので、そうしたら、もし仮に手当てをしなればいけないことがないのかなということをお心配で、質問させてもらってますねんけども、それらについてはしっかりとまたチェックもし

てもらいたいなど、そのように思います。以上です。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ちょっとここで休憩を取りたいと思いますので、45分まで休憩いたします。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時45分 再開)

委員長 再開します。

次に、(5)斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道 部長 それでは、12月議会定例会に上程し、お願いを予定いたしております、斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

お手元資料の末尾に添付いたしております、まず要旨をご覧くださいませでしょうか。

今回の条例一部改正につきましては、地域の自主性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、水道法の一部が改正され、市町村が水道事業に適用する布設工事監督者の配置基準及び資格基準、並びに水道技術管理者の資格基準につきまして、政令で定める基準を参酌し、条例で定めることとなりましたことから、当町におきましては、斑鳩町水道事業給水条例の中に新たに1章を加え、水道事業に適用する布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について規定の整備を行うものでございます。

内容といたしましては、1. の主な改正内容及び資料の3枚目に添付

いたしております、斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例、新旧対象表も併せてご参照いただけますでしょうか。

今回の改正につきましては、新たに第7章として、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を設け、第37条といたしまして、水道の布設工事監督者を配置しなければならない水道の布設工事の範囲を示し、第38条におきましては、水道の布設工事監督者に求められる資格基準を示し、第39条において水道技術管理者に求められる資格基準を示すものでございます。

水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準につきましては、それぞれの学校における課程の履修経歴と水道工事の施工に関する技術上の実務経験を総合的に勘案した結果、現行の水道法にある資格基準が適切かつ合理的であると考えますことから、現行法にあわせた内容といたしております。

なお、水道の布設工事監督者並びに水道技術管理者の業務の内容につきまして、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

まず、水道の布設工事監督者は水道の布設工事につきまして、一定の資格を有する者に、工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせることを水道事業者に義務付けたものでございます。

大規模又は重要な施設の工事に関しまして、安全性の確保の観点から水道施設の新設又は増設、もしくは改造の工事において、その工事内容の特殊性を鑑みて、ライフラインとしての住民生活に与える影響を考慮し、水道法上、布設工事監督者による監督義務を課せられているものでございます。

また、水道技術管理者は、水道の管理の適正を期するため、水道事業者が水道技術管理者を置くことを義務付け、衛生的で安全な飲料水を供給するため、水道の維持管理を行うことが目的で、水道の管理についての技術上の業務を行い、水道施設が施設基準に適合しているかの検査、給水開始前の水質検査及び施設検査、定期及び臨時の水質検査、塩素消毒などの衛生上の措置、給水の緊急停止、給水停止命令による給水停止などが主な業務となっているものでございます。

最後に、この条例の施行期日につきましては、平成25年4月1日からといたしております。

以上が、斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

そしてお手元の資料でございますが、1ページ目と2ページ目、同じ両面コピーになっておりますが、同一の資料を添付いたしております。まことに申し訳ございません。こういう資料になっておりまして、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(6)平成24年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長 それでは、平成24年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、ご説明させていただきます。

本議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えますことから工事の請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、資料8をご覧ください。契約対象となる工事名は、斑鳩町公共下水道事業 第13処理分区 目安汚水幹線2工区工事でございます。

まず工事概要を先に説明させていただきます。資料2枚目の位置図をご覧ください。工事場所は、服部2丁目から目安北3丁目、興留8丁目地内でございます。施工路線は、南北の路線が、イツボ川の西側道路、町道403号線内で、服部2丁目、図中黒丸に示す既設マンホールから南へJR踏切、及び三代川を横断し、斑鳩南中学校西側までの施工延長

350mの路線と、東西の路線としまして、町道423号線内のイツボ川に架かる道路橋から興留8丁目地内の施工延長147.8mでございます。

次に、工事概要でございます。総施工延長は先ほど述べましたように合計といたしまして497.8mでございます。推進工法により管渠の築造を進め、口径250mmから400mmまでのコンクリート管を予定いたしております。なお、河川の下越し部分につきましては、鋼管による推進工法で、鋼管の内部に塩化ビニル管を挿入して仕上げる2重管構造となります。その他、立坑工8か所、薬液注入による地盤改良として補助工8か所、マンホール施設として人孔工8か所、舗装復旧等の付帯工1式でございます。

すいませんが、資料1枚目に戻っていただきまして、次に、2. 契約方法につきましては、制限付一般競争入札でございます。

入札につきましては、去る11月7日に執行いたしております。その結果、3. 契約金額、1億7,480万2,950円、落札率は86.4%でございます。4. 契約の相手方、所在地 奈良市高天町38番地の3、会社名 株式会社 奥村組 奈良営業所、代表者 所長 朝日務、5. 工期 議会議決後455日、平成24年12月20日から平成26年3月19日までを予定いたしております。また、平成24年度から平成25年度の2か年の継続事業として実施してまいります。

なお、工事区間は、町営住宅等の住宅地や斑鳩南中学校に隣接しておりますことから、工事中における安全の確保はもちろんのこと、教育委員会及び中学校とも十分協議を行い、事故の無いよう進めていきたいと考えているところでございます。

以上で、12月議会定例会に議案として提出を予定しております、平成24年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長

以上、12月定例議会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1)と(2)はすでに報告を受けておりますので、(3)平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について、理事者の報告を求めます。藤川都市建設部長。

都市建設
部長

それでは、(3)平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)のうち、当委員会所管に関することにつきまして、一括して説明させていただきます。

資料-11の表面をご覧くださいと思います。まず、歳入でございます。まず第17款でございますけれども、寄付金では、都市計画寄付金といたしまして、自然環境の保全と活用にと5万円のご寄付をいただいておりますことから、増額の補正をお願いしております。

次に、第21款町債では土木債、道路新設改良事業債で3,150万円の増額をお願いしております。

続きまして裏面をご覧くださいと思います。歳出でございます。

第5款農林水産業費では、人事異動等の影響による人件費所要額の補正といたしまして、485万3,000円の減額補正を、また、第6款商工費では同様の理由によりまして、453万6,000円の増額を、また、第7款土木費では同様の理由によりまして227万5,000円の減額をお願いするものでございます。次に、道路新設改良費では、最終処分場前の町道157号線の改良事業を実施するために、3,500万円の増額補正をお願いするものであります。また、公共下水道事業費では公共下水道事業への支援といたしまして96万円の増額をお願いするものでございます。詳細につきましては、(4)平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、におきまして説明させていただきます。

最後になりますが、最下段の地方債の変更でございます。道路新設改良事業で町道157号線の改良事業に伴います地方債で3,150万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についての説明とさせていただきますが、このたび第46回衆議院議員総選挙が執行されることになりました。かかります補正予算につきまして、本日付で専決処分させていただきたく、事務を進めておりますことから、今、説明を申しあげました、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）につきましては、号数が第4号に変更させていただくこととなりますことから、ご報告させていただきます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長 それでは次に、（4）平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、理事者の報告を求めます。

上田下水道課長。

下水道課長 それでは、平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申しあげます。

資料12をご覧ください。既定の歳入歳出予算の総額に96万円を増額し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ13億7,766万円とするものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申しあげます。

はじめに、歳入予算の補正でございます。資料の上段でございます。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金では、人事異動に伴います人件費の増額分としまして、96万円を増額し4億2,500万2千円に増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出予算の補正でございます。資料の中段でございます。

第1款公共下水道費で、人事異動によります人件費の補正といたしまして96万円の増額。内訳といたしまして、第1項下水道管理費で65万8千円の増額、第2項下水道新設改良費で30万2千円の増額。あわせて96万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、継続費の補正でございます。資料の下段でございます。

先ほど、12月定例議会提出予定議案であります、平成24年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてで説明いたしましたとおり、目安汚水幹線2工区工事を、平成24年度から平成25年度までの2か年の継続費事業として進めますことから、工事請負契約の締結の議案とともに、継続費予算につきましても、実施額に補正を行うものでございます。

総額といたしまして2億520万円から、1億7,480万3千円に、また年度割額は、平成24年度を1,900万円から、1,625万6千円に、平成25年度を1億8,620万円から、1億5,854万7千円に、それぞれ補正をお願いするものでございます。

以上、12月議会定例会に提出を予定いたしております、平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。よろしく、お願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。

(な し)

委員長

次に、(5)平成24年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について、理事者の報告を求めます。谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、12月議会定例会に上程し、お願いを予定いたしております、平成24年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の予算補正につきましては、人事異動に伴います人件費の減額補正と、北部配水池ドーム更新工事の契約額の確定によります建設改良費の補正、並びにそれに伴います継続費の補正をお願いするものでございます。

恐れ入ります、お手元の資料－13をご覧くださいませでしょうか。

まず、収益的支出の支出で、第1款水道事業費用において既決予定額7億2,487万1千円から465万3千円を減額し、7億2,021万8千円に予算補正するもので、詳細につきましては、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費で8千円の減額、第2目配水及び給水費で6万1千円の減額、第4目総係費で458万4千円の減額をお願いするもので、主に人件費に関する予算補正でございます。

また、資本的支出の支出で、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水施設整備費で1,873万円の減額をお願いするものでございます。これは、北部配水池ドーム更新工事の契約額が確定したことにより、平成24年度に執行を予定しております工事請負費の補正をお願いするものでございます。

次に継続費についての予算補正でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、事業名、配水施設整備事業（北部配水池改修事業）で、総額2億3,500万円を総額2億2,545万6千円に、また、年割額につきましては、平成24年度1億円を8,127万円に、平成25年度1億3,500万円を1億4,418万6千円に予算補正をお願いするものでございます。

これにつきましては、先ほどの資本的支出の建設改良費におきましてご説明させていただきました内容と同様で、北部配水池ドーム更新工事の契約額が確定したことにより、総額及び各年割額の補正をお願いするものでございます。

なお、工事関係につきましましては、後ほど各課報告事項において、詳細について報告する予定でございます。

以上、12月議会定例会に上程し、お願いを予定いたしております、平成24年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）案についてのご説

明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。

(な し)

委員長

次に、(6) 北部配水池ドーム更新工事について、理事者の報告を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、北部配水池の整備工事につきましてご報告させていただきます。お手元、資料の14をご参照いただけますでしょうか。

去る、8月31日に北部配水池ドーム更新工事に伴いますプロポーザル、設計・施工一括方式の一般競争入札の手続きについて公表いたしましたところ、三井住友建設株式会社奈良営業所1社からの参加表明がございました。詳細設計ならびに工事方法などの技術提案書が提出されましたので、それに基づきまして聞き取り調査等の審査を進めてまいったところでございます。

その内容につきましては、通常の配水を行いながら既設ドームを解体し、アルミニウム合金製屋根に架け替えるという条件のもとに、仮設工、既設ドーム解体工、鉄筋コンクリート歩廊工、アルミニウム合金製屋根工、避雷針設備工、緊急遮断弁、計装設備改修工、螺旋階段設置、手摺設置などの工事に加えまして、水質安全対策や施工中の不法侵入者の監視など、町が要求する条件にもとづき、設計施工上での実施体制及び基本方針、設計施工内容に関する事項及び環境面への配慮に関する事項など詳細について審査を進めてまいりました。

その結果、三井住友建設奈良営業所 所長 渡辺龍司朗を契約の相手方とし、契約金額2億2,545万6,000円、工事期間を平成24年11月7日から平成25年10月31日までの359日間とし、工事を実施してまいりたいと考えております。

その工事の概要でございますが、お手元の資料14をご覧くださいませすでしょうか。まず1ページに工事箇所図、2ページに配水池配置図、そして3ページに不断水仮設図、4ページにアルミ合金製屋根一般構造図の概要・参考図面をお示しさせていただきました。

この資料の特に3ページの不断水仮設図のなかで、左下に明記させていただいております、a部詳細図に朱線で表示し、養生シートと明記しておりますが、この養生シートにより遮蔽・密閉することにより、水面をほこりやコンクリートガラなどの異物の落下や作業中の雨水の浸入を完全に防ぎながら、安全に作業を進めることができるようになっているものでございます。また、これら水に触れる部材等につきましては水道水に対して安全が確認された部材を使用いたしてまいりたいと考えております。以上が本工事の概要でございます。

また、配水池の改修と平行いたしまして、別途、第1浄水場から北部配水池までの送水管の改良工事も平成24年度と平成25年度の2か年で進めてまいりたいと考えており、前回、委員会におきまして、既存の送水管を活用しないような表現の紛らわしい説明をいたしておりましたが、既存の送水管につきましては、送水管としての機能を生かした状態のまま、新たに埋設する送水管と相互にループ化できる状態を維持することで、万一の非常時でも有効に活用できるよう考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、工事を実施するにあたりましては、上水道の水質管理に万全を期するとともに、水道をご利用いただいております住民の方々の生活に支障を及ぼすことなく、また迷惑をお掛けすることなく無事工事を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくようお願い申し上げます。

以上、北部配水池ドーム更新工事についてのご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。

中川委員。

中川委員　このドームの改修のきっかけは、老朽化ということだと思っんですけども、ドームって圧力かからへんね、水の。その側面は3,000㎡で、3,000tっていうような圧力かかってくるの、側面は大丈夫なんですか。

上下水道
部長　側面についてはPCの筋張させた構造物で設置しておりまして、それにつきましても耐震診断、平成14年ぐらいだったと思いますが、耐震の診断をクリアして、構造体の状況を把握し、これで安全で、延命できるという確認をもっておる状況でございます。

委員長　他、ございませんか。　飯高委員。

飯高委員　今、緊急遮断弁ということを言われたんですけども、その遮断弁に対しての耐震性というか、それは確保されているんですか。

上下水道
部長　今回設置させていただきます緊急遮断弁につきましても、従来使用しております緊急遮断弁とは性能が違うものを設置していきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

飯高委員　それとですね、ドームかけられるということで、従来よりも軽量になっているかなと思います。念のために、この配水池の地耐力ですね、ちゃんと確保されているとは思っんですけども、その辺のチェックはされているんでしょうか。

上下水道
部長　地耐力、地盤調査につきましては、おとしですので、平成22年度に地質調査を含めて調査した状況でございます。その結果、地盤の地耐力につきましては、充分耐えうるという結果を得ております。

委員長　他、ございませんか。　小野委員。

小野委員 ちょっといろいろ説明を受けたんやけども、先ほどのパークウェイのことも一緒やねんけどね。私らとしては、いつ頃から始まっていつ頃までに終るんやということを、住民によく聞かれますのでね。今、口頭で部長説明いただいたんやけど、それらについて、わかるようなそれらを1枚ほしいなと思います。

それと、ちょっと触れておられたけども、工事中のセキュリティっていうんですかね、やはり住民の皆さんの飲料水ですので、もし何かがあそこへいろんな薬剤でも放り込まれたら大変なことになると思いますので、それらについては十分、今までもやっておられたんやと思いますけども、工事期間中とかいうのは、特に注意を払ってもらいたいんですが、それはどのように考えて、どのように用意されておるんですかね。

上下水道
部長 まず、不法侵入者に対してのセキュリティ関係でございしますが、人感センサー的なものを設置するといったことで、もうこれは事例ですけども、小動物でも反応するぐらいの性能のものであったといったことを確認しております。そして、水質等の、もしくは、侵入者の関係につきましては、24時間体制で現地のほうを確認できるよう体制をしていくということで協議を進めております。

小野委員 それはどこかセキュリティの会社が監視しているということで、すぐに飛んで来れるような状態になっていると、そのように理解してよろしいんですか。

上下水道
部長 まずは現場の監督員、工事の管理監督を任せさせていただく監督員がおりますけども、もちろん通報できるようになっております。そして、警備会社とも連携を取るような形で常駐させるということで進めておりますので、まず安心していただけるかなと感じています。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(7)紅葉まつりの開催について、理事者の報告を求めます。 清水観光産業課長。

観光産業 報告事項7番・8番の紅葉祭り及び産業まつりの開催についての、報告をさせていただきます。

まず、1つ目の紅葉祭りでございますが、12月1日(土)と2日(日)の2日間、竜田公園において開催されます。

初日は、午前10時より竜田川水難無事故祈願、鯉逃がしが執り行われ、各種バザー、フリーマーケット、お茶席が開催され、また2日につきましても、前日と同様に、フリーマーケット、お茶席が行われます。

次に、産業まつりでございますが、12月9日(日)に中央公民館で開催いたします。今回より、産業フェスティバルから、より親しみを感じられるように、産業まつりに名称変更をいたしました。

午前9時30分より中央公民館大ホールにおきまして式典を行い、農業部門、商工部門、観光部門及び、農産物品評会特賞の皆様方の表彰を行い、10時より、農産物及び商工物産の即売会や各種バザーなどを各団体の参加を得て実施いたします。また、農業委員会が中心に進めております遊休農地解消対策事業の一環として、遊休農地を活用した実証展示圃設置によるそば、菜の花等の栽培の事業経過等を、たくさんの住民の方々に知っていただくためにパネル展示による紹介と、展示圃で収穫されましたそばを利用した、そば打ち体験コーナーや、黒米、菜の花油の販売をいたします。そしてホールにおきましては、小学校児童による農業体験の発表や、各種協力団体や商工会によるPRタイムや、参加された方が楽しんでいただけるイベント等、皆さんに楽しんでいただけるような内容となっております。

そして、昨年からやっておりますが、岩手県及び大槌町、そして奈良県南和地区の特産品の販売を行うことにより復興の支援もしてまいりたいと考えております。

以上で、紅葉祭り及び産業まつりの開催の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、一応、(7) (8) 両方ということで、質疑等があればお受けいたしますけど。 飯高委員。

飯高委員 産業フェスティバルの名称を祭りに変えられたということで、これ何か意図があつてのことですか。

観光産業課長 まず、横文字から日本語に名称を変えて、より親しみやすく感じられるようにと、実行委員会の中でそういう形にしていこうと。もう1点が安堵町もこの時期、産業フェスティバルというのをやっておられる中で、名前を変えたほうがいいんじゃないかということで今回から祭りという名前に変えさせていただきました。

飯高委員 そういう形に変えられたということに対して、今回効果があればなど思います。内容についても従来どおりの内容かな、特出した内容というのは今回どうなんでしょうか、あるんでしょうか。

観光産業課長 内容は、ほぼ従来どおりでございますが、今回、まず商工会、そして、いろんな協力団体がバザーをされます。その中で、1時間とりまして、ステージの方でそれぞれのPRタイムを設けております。それとひとつ、長年の課題であります式典、そしてまた小学生による農業体験の発表の時に観客が少ないということの中で、どうしたら皆さんが入っていただけるかということをいろいろ議論させていただく中で、今回12月1日に産業まつりということパンフレット各戸配布させていただきます。その中に、式典と農業体験に入場された方に対してスタンプを押します。そしてそのスタンプを押して、それを持って来られた方に対しては、記念品を差し上げるというような、ちょっとそういう集客向上を考えさせていただきました。それともう1つが、やはり買い物に来られた方、荷物が白菜とか、大根とか、たくさん荷物がございます。その中で駐車場

も確保できませんので、まず会場では荷物預かりを設けるということで、そういうことも考えております。それとあと一番が、朝一番、農業振興会のブース、殺到します、今までから。もう10時までには買い物される方もおられますが、それはもう絶対10時までには売らないということ全部統一しております。そしてまた、その中で整理券、振興会のブースに対しては整理券を発行するというので、対応を考えていきたいということで、実行委員会で決定していただいております。以上です。

飯高委員　　今までから何回かやってこられて、特に、式典、子どもたちの農業体験というのは、ぎょうさんおられるのに、なかなかね、参加できないというのは、私も見て感じていたところですけども、そういうところは、今後また、当然今回対策を取られていたということで、今回のまつりがですね、どのようになっていくのか、この辺のポイントを押さえながら見て行きたいと思います。以上です。

委員長　　他、ございませんか。　中川委員。

中川委員　　去年、産業フェスティバル終わった後、委員会でいろんな人が、フェスティバル始まってから、その農業振興会の販売が、時間かなりあるんで、待つのがかなんっていう苦情をだいぶ聞いて、町長は早い目に販売するようにずらして貰いまんがなという答弁はあってん。今回何時でんの。

観光産業課長　　今申しましたように、9時半から式典で、10時が一斉開始ということで、前、町長答弁がそう。とにかく開始が10時からということで。

委員長　　他、ございませんか。

　　ちょっと私から1点確認なんですけど。さっきも協力団体、大槌町とか言われましてんけど、飯島町も来られますねんね。

観光産業課長 はい。毎年参加していただいております。

課長

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、以上で各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等があればお受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、その他についてもこれで終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けいたします。

池田副町長。

(副町長挨拶)

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(午前11時21分 閉会)